

商品名等 (電気用品名等)	電子ゲーム機用記録カード販売機
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>用途、機能、性能 ゲームセンター等で使用される電子ゲーム機(ブラウン管を有し、電子応用遊戯器具の対象となる電気用品)に組み込まれた、ゲーム記録カード販売機である。記録カードは、フラッシュメモリーを有し、ゲーム者名、ハイスコア、残存利用度数等が記録される。また、当該ゲーム機のみでの使用が可能であるとともに、ネットワークで接続されたゲーム機間でゲームを競うことも可能である。</p> <p>構造、仕様、意匠 カード販売機はゲーム機本体の硬貨投入部近傍に組み込まれており、電源変圧器はゲーム機と共用しているものの、構造、機能、機構的に各々が独立している。挿入された記録カードの使用可能度数等がなくなると、カード販売機からゲーム機本体に信号が送られ、ゲーム機のブラウン管に売り切れである旨等の表示がされる。</p> <p>主な使用者、販売先 ゲームセンター等</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>特定電気用品以外の電気用品中、電動応用機械器具の「自動販売機」として取り扱う。</p> <p>(理由) 記録カード販売機と電子ゲーム機本体が、構造、機能、機構的に独立したものとなっていることから、記録カード販売機を特定電気用品以外の「自動販売機」として、電子ゲーム機本体を「電子応用遊戯器具」として取り扱い、全体では「自動販売機」と「電子応用遊戯器具」の複合品として取り扱うのが妥当と判断する。</p>	